1

毎週月.水. 金曜日発行

富山県報

令和2年3月25日

水 曜 日

号 外(10)

	_ 目	次	
規 則 ○富山県公印規則の一部を改	正する規則		1
訓令			
○富山県公印管理規程の一部	を改正する訓令		2

·/····規 則

富山県公印規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。 令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第16号

富山県公印規則の一部を改正する規則

富山県公印規則(昭和62年富山県規則第23号)の一部を次のように改正する。 別表中

分任出納員印 方	18
----------	----

を

Γ	分任出納員印	方	18	
	企業出納員印	方	18	ı

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文書総務課)

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV

富山県公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。 令和2年3月25日

> 富山県知事 石 井 隆

富山県訓令第2号

本 庁

出先機関

富山県公印管理規程の一部を改正する訓令

富山県公印管理規程(昭和62年富山県訓令第5号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「及び分任出納員印」を「、分任出納員印及び企業出納員印」に 改める。

別表に次のように加える。

	企業出納員印	企業出納員	企業出納員
--	--------	-------	-------

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

(文書総務課)